

計量法（平成4年法律第51号）第135条第2項の規定による公示に係る特定標準器等を用いて行う計量器の校正をすることができなくなったので、これを取りやめる旨を同条第3項の規定に基づき次のように公示する。

令和4年8月17日

取りやめに係る特定標準器等を用いて計量器の校正を行う者	取りやめに係る特定標準器による校正等を行う計量器	取りやめに係る特定標準器等
日本電気計器検定所	電圧発生装置又は電圧測定装置であって、校正範囲が1ボルト以上10ボルト以下のものであり、かつ、精度が0.5ピーピーエムより低いもの	ジョセフソン効果電圧測定装置であって日本電気計器検定所が保管するもの